



【GOTO トラベル 出張目的適用外について】

いつもホテルマロウドチェーンをご利用いただき、誠にありがとうございます。
GOTO トラベル事務局より下記の発表がございましたので、お知らせいたします。

10月29日付

「Go To トラベル事業の支援対象とする旅行商品の基準・考え方の明確化について」

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020102902.html>

11月13日付

「宿泊施設等が、旅行者より会社名の領収証等の提出を求められた際の対応等について」

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020111301.html>

こちらの内容を踏まえまして、11月6日以降の予約でGOTOトラベル割引が適用されている予約に関しまして、領収書を会社名での発行はいたしかねます。

なお会社名での領収書発行ご希望の場合には、割引前の価格をお支払いいただいた上での発行に限らせていただきます。

※GOTO トラベル事業の対象外のため、地域共通クーポンもご利用いただけません。

当ホテルチェーンといたしましても、GOTO 事務局・観光庁の指導を受けてのことですのでご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

